

環境保全型農業直接支払交付金 群馬県 最終評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

国では「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定し、2050年までに目指す姿として、有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大すること等を掲げた。これを受けて本県においても、令和4年度末には「群馬県みどりの食料システム基本計画」を作成し、目標達成に向け、生産・販売・消費までの各種事業（研修会の開催、有機農業者ネットワークの強化、土づくりや害虫対策などの試験研究の実施、有機農業推進のモデル地区創出など）を実施し、環境負荷低減・資源循環型農業を推進している。

有機農業推進法に基づき策定している「群馬県有機農業推進計画」においては、「有機農業」の取組に向けたステップとして、土づくりを基本として化学肥料・化学農薬の使用量を2割削減する「ぐんまエコファーマー認定（みどり認定）」や、地域の慣行基準と比較して5割以下に削減する「特別栽培農産物認証制度」を位置づけ、これらの認定者数について令和9年度までの具体的な目標を設定した。県では、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する基準として、「認証対象とする農産物及び化学合成農薬延べ使用成分回数・化学肥料窒素成分施用量」の基準（慣行レベル）を設定しており、環境保全型農業直接支払交付金5割削減の取組についても、慣行レベルを活用している。

【群馬県有機農業推進計画達成目標】

群馬県有機農業推進計画達成目標		単位：者							
名称	設定条件	R1 (基準年)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5	R6	R7	R8	R9
エコファーマー認定（認定者延べ人数）	土作り、化学肥料・化学合成農薬低減の3技術に取り組む。化学肥料・化学農薬を現行の栽培から2割以上低減させる。	5,728 (認定者延べ人数)	6,047	6,475	※令和4年度で制度廃止 (認定期間内は制度継続)				
ぐんまエコファーマー認定	エコファーマーの基準（土づくり、化学肥料及び化学合成農薬2割以上低減）のほか、温室効果ガス排出量の削減や農林水産大臣が定める事業活動（バイオ炭の農地施用、生分解性マルチの利用等）のうち、1つを選択して取り組む。	※令和5年度に制度創設							
		エコファーマー認定を含む認定者実人数	1,100	1,150	1,230	1,350	1,500		
	エコファーマー認定を含む認定者延べ人数	6,600	6,750	6,920	7,400	8,000			
特別栽培農産物認証制度（認証取得者数）	化学肥料・化学合成農薬を県の慣行基準と比べて5割以上低減させる。	192	143	123	140	163	197	253	330
有機JAS認証（認証取得者数(有機農産物)）	化学肥料・化学合成農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする。	77	84	84	87	92	100	109	120

また災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」に取り組んでおり、その中で温室効果ガス排出量「ゼロ」を掲げ、環境保全型農業を推進している。

生物多様性については、「生物多様性ぐんま戦略」の中で、平成 29～38 年度までの 10 年後の姿として、次の 5 つの目標を掲げ、取組を進めている。

1. 県民の理解が深まり参加が進んでいる。
2. 生態系の劣化が食い止められている。
3. 保全と利用の好循環への取組が進んでいる。
4. 科学的知見に基づく中長期的課題が検討されている。
5. 継続的な取組の体制が整えられている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み	
実施市町村数		17	16	18	18	
実施件数		26	23	28	31	
交付額計（千円）		16,941	16,288	17,697	19,612	
実施面積計（ha）		166	166	158	209	
取 組 別 実 績	有機農業	実施件数	21	19	22	26
		実施面積（ha）	126	126	138	155
		交付額（千円）	14,789	14,241	16,601	16,944
	堆肥の施用	実施件数	2	1	1	2
		実施面積（ha）	19	19	0.24	20
		交付額（千円）	822	763	10	663
	カバークロップ	実施件数	3	3	2	1
		実施面積（ha）	22	21	17	32
		交付額（千円）	1,330	1,284	1,012	1,936
	リビングマルチ	実施件数	0	0	1	1
		実施面積（ha）	0	0	3	2
		交付額（千円）	0	0	82	68
	草生栽培	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
	不耕起播種	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
	長期中干し	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
秋耕	実施件数	0	0	0	0	
	実施面積（ha）	0	0	0	0	
	交付額（千円）	0	0	0	0	
冬期湛水管理	実施件数	0	0	0	0	
	実施面積（ha）	0	0	0	0	
	交付額（千円）	0	0	0	0	

2 推進活動の実施件数

推進活動		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動					
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	2	3	6	4
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	0	0	0	0
	先駆的農業者等による技術指導	3	3	3	5
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	1	0	2	1
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動					
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	10	13	15	14
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	10	8	8	11
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動					
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	4	4	4	3
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	2	3	8	5
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	2	2	1	3
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	6	2	5	5

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
設定なし			

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

	取組の概要	設定なし
	対象地域	設定なし
	対象作物	設定なし
	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合	設定なし

	計)	
	取組の概要	設定なし
	対象地域	設定なし
	対象作物	設定なし
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	設定なし
	取組の概要	設定なし
	対象地域	設定なし
	対象作物	設定なし
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	設定なし

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
		設定なし

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
	設定なし

Ⅲ

環境保全効果等の効果

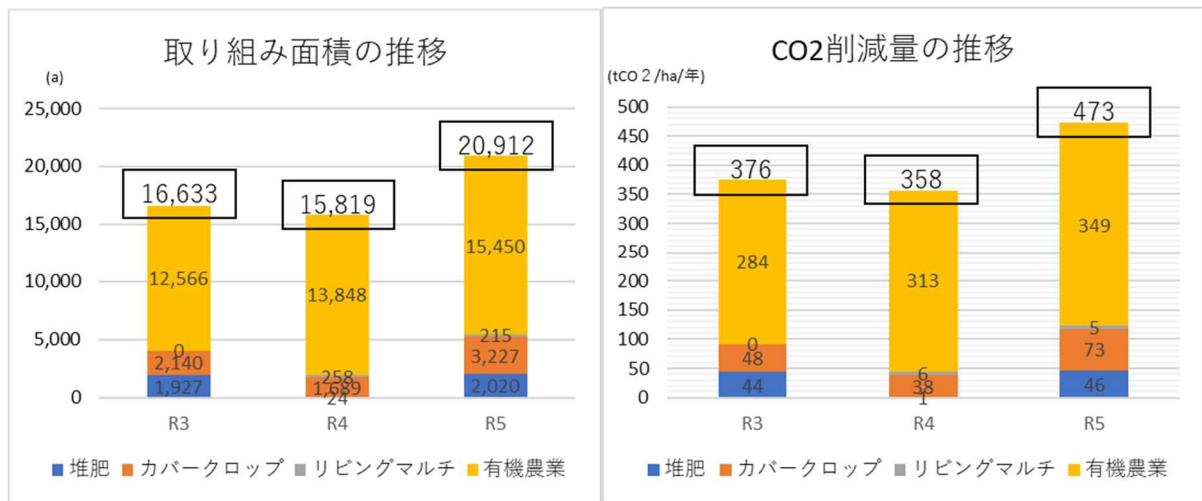
1 地球温暖化防止効果

国では、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、それを受けて本県でも令和5年3月に「群馬県みどりの食料システム基本計画」を作成し、環境負荷低減・資源循環型農業を推進している。そのような中、県内の本事業取組面積は、令和3年度と比較して令和4年度には減少してしまったものの、令和5年度には大幅に取組面積が増加した。

第2期制度以降の令和2年度からは取組面積、実施件数共に増加傾向である。有機農業の交付単価引き上げや新たに全国共通取組が追加されたことが寄与していると考えられる。

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークropp・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において地球温暖化防止効果が評価されている。温室効果ガス削減効果については、令和5年度では473tCO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されており、これらの取組の面積は令和2年度の16,640haから令和5年度には20,912haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組の面積が拡大している。

【交付金を活用した取組による温室効果ガス（CO2）の削減効果】



2 生物多様性保全効果

全国共通取組の「有機農業」は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

本県では、令和元年度の11,115aから令和5年度には16,944aに増加しており、令和元年度と比較して52.4%の伸び率であり、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

令和3年度に本県で実施した生物多様性保全効果に関する調査では、調査実施要領に基づき、鳥類であるサギ類、アシナガガモ類、水田の畦畔植物類によって評価を行った。調査の結果、有機農業の取組を実施しているほ場では、慣行的な管理下のほ場と比較して畦畔に自生する指標植物が多く見受けられるとともに、ほ場に生息するアシナガガモ類の捕獲数も多く、有機農業の取組を実施しているほ場において高いスコアを示す結果となった。

3 その他の効果

本事業の推進活動において、地域住民との交流会等の実施機会が増加しており、有機農業をはじめとする環境保全型農業の消費者への理解増進に寄与している。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は令和2年度から50ha(26%)増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が県内で着実に推進されている。第2期における取組面積の増加の主な要因は、有機農業の交付単価引き上げに伴い有機農業の取組面積が増加したことと、新しく全国共通取組に追加されたリビングマルチの取組が拡大したことである。一方で生産者の高齢化が進む中、有機農業は病害虫や雑草の影響で収穫量や品質が不安定になりやすく、労働時間の増加や、指導者不足等により取組拡大の高止まりが懸念される。

今後の方針

群馬県みどりの食料システム基本計画では、令和12年までに有機農業の取組を3000ha、1680戸まで増加させることを目標としている。現在も増加傾向であり、今後有機農業の広がりが期待される。また、有機農業実践者でも、環境保全型農業直接支払を活用していない生産者もいると推測されるため、市町村と連携を図り推進していきたい。

本県で現在実施しているのは、有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチである。現在実施している取組については、概ね取組面積が増加しているが、リビングマルチについては実施が1件であり推進が進んでいないところである。イモ類については、リビングマルチで覆うことで土寄せの必要がなくなり労力軽減が期待できるため、該当地区での推進を進めていきたい。また、カバークロップ、草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕での取組が無いため、地域の特性を把握しながら、適合した取組内容を市町村と連携しながら提案していきたい。全国共通取組の中でも、単位当たり温室効果ガス削減効果が最も高い秋耕については推進していきたいところであるが、本県では二毛作を行っている生産者が多いため難航している。